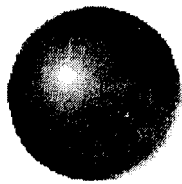


今後の障害保健福祉施策について （改革のグランドデザイン案）

【概 要】

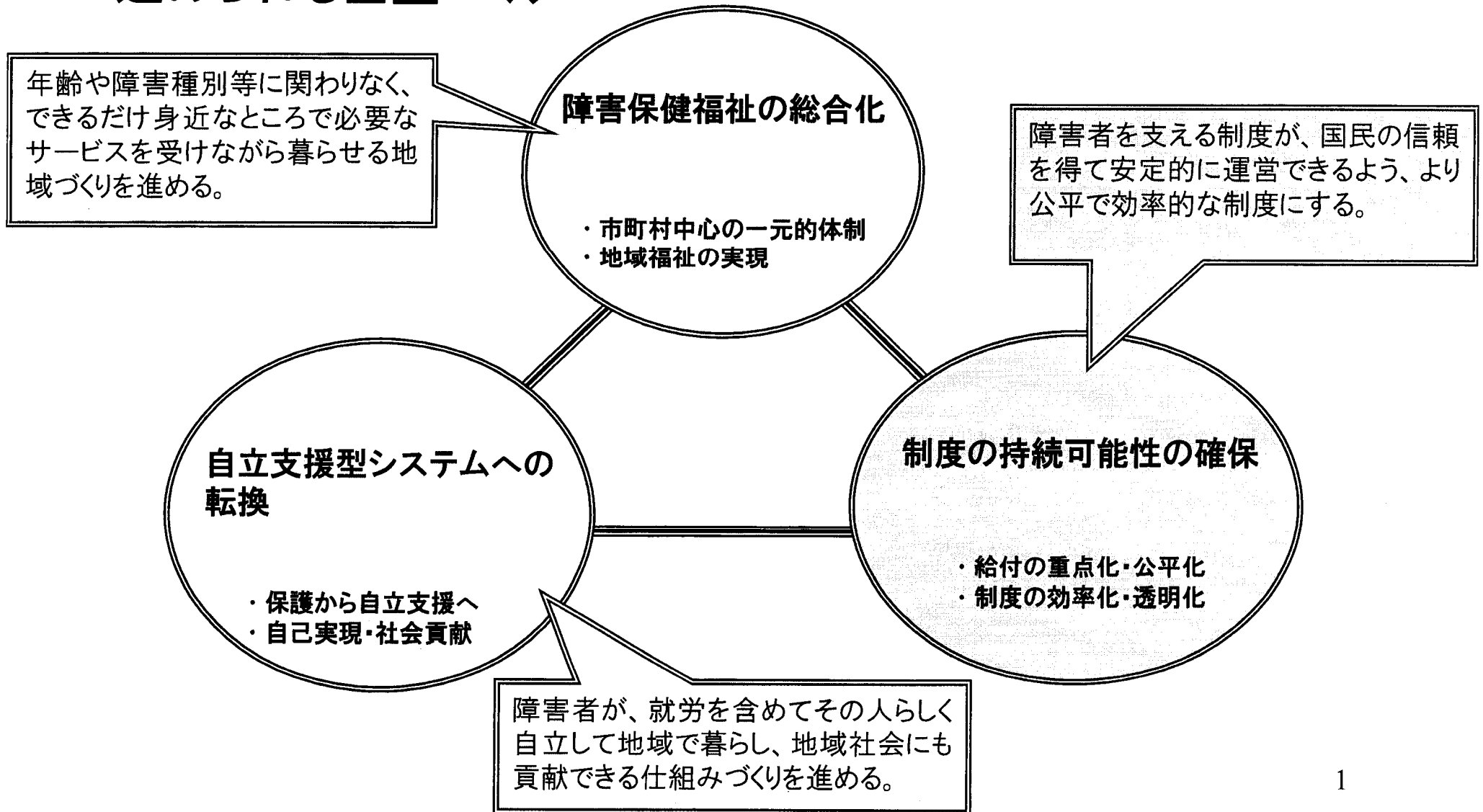
平成16年10月12日

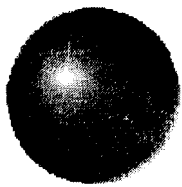
厚生労働省障害保健福祉部



障害保健福祉の改革の基本的な視点

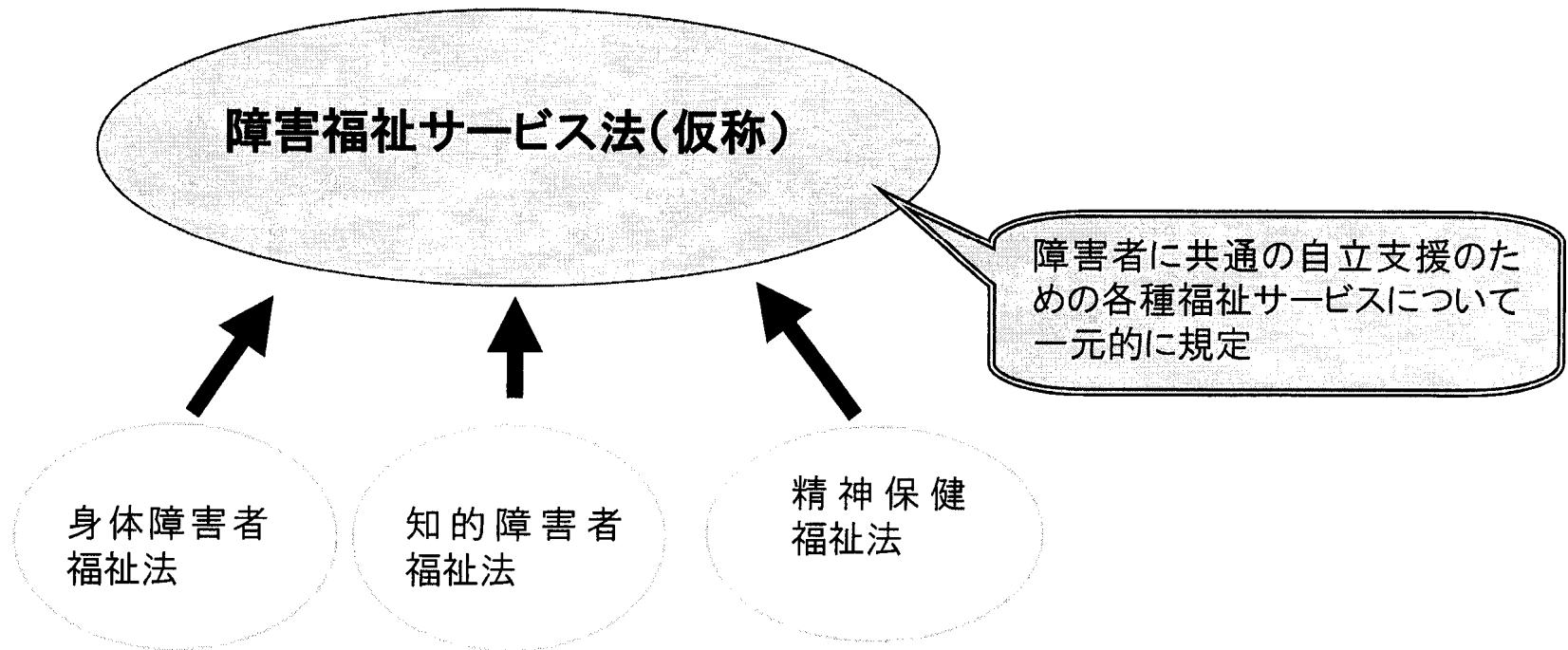
● 障害者本人を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり





必要となる法的整備

- 障害者の地域生活と就労を支援するため次期通常国会に関連法案を提出予定
- 各障害共通の枠組みについては、新たな法律について検討。



- 介護保険との関係については、年内に結論を得て、必要な法改正等を実施。
- 厚生労働省試案に示された各項目については、さらに具体的な施行スケジュールを検討し、平成17年度以降、段階的に実施。

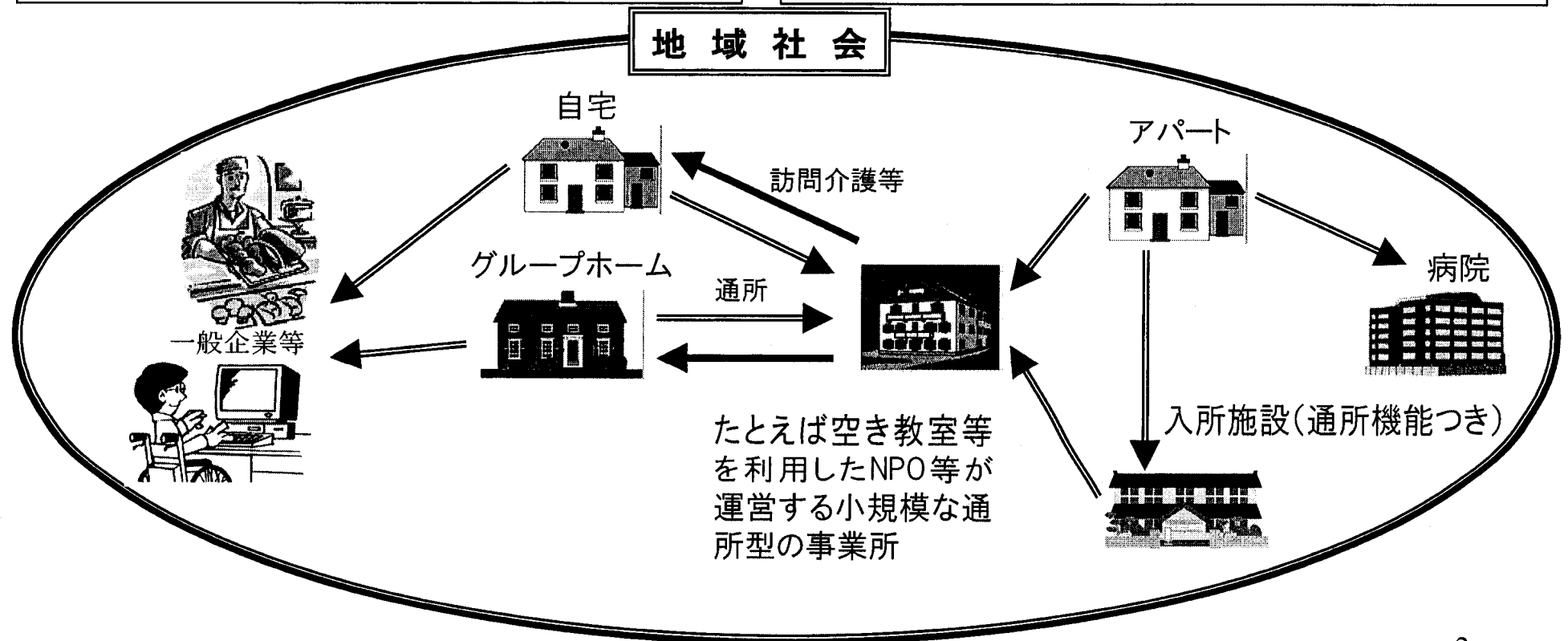
障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

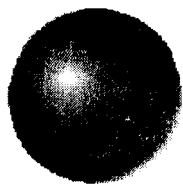
(目指す方向)

- できるだけ身近なところにサービス拠点
- NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす
- 施設入所者も選べる日中活動
- 重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり

(主な具体的な改正内容)

- 障害種別を超えた法体系を整備
- 施設・事業体系を抜本的に見直すとともに、通所関係事業について、NPO法人等でも運営できるように規制緩和
- 地域に住める環境を整備するとともに、入所施設も居住機能と日中活動支援機能に分化
- 極めて重度な障害者に対して包括的にサービスを提供する仕組みの創設





障害のある人のニーズや適性に応じた自立支援

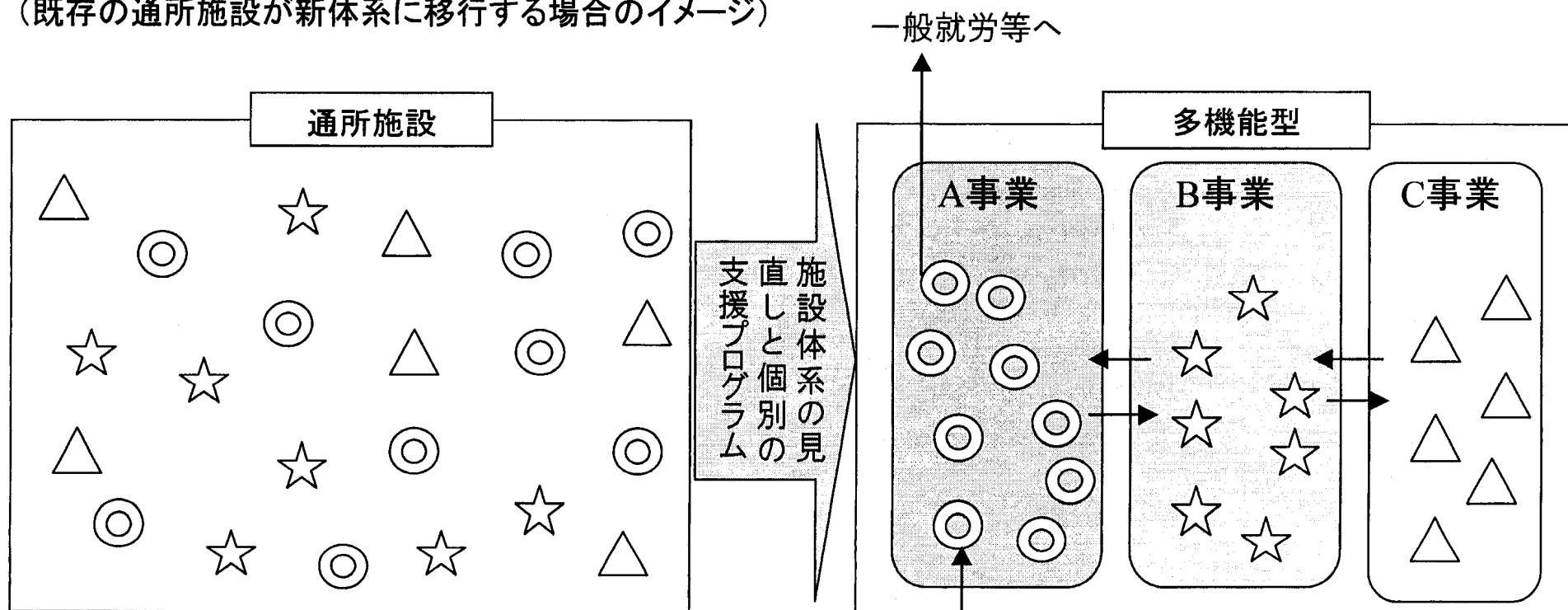
(目指す方向)

- ・一人ひとりのニーズや適性に応じた自立支援の徹底
- ・ライフステージに応じた支援
- ・制度は共通に、支援は個別に

(主な具体的な改正内容)

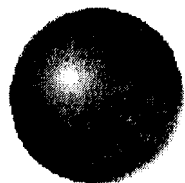
- ・障害種別を超えた法体系を整備
- ・施設・事業体系を機能に着目して再編
- ・一人ひとりに合った就労、自立訓練等の支援目標と支援プログラム

(既存の通所施設が新体系に移行する場合のイメージ)



◎、☆、△は異なるニーズ等を持つ障害者

地域から新たな利用者



良質な精神医療の効率的な提供

(目指す方向)

- ・ 新規の入院患者は、医療の質等の向上を図り、できる限り1年以内の退院を目指す
- ・ 既に長期に入院している患者については、本人の病状や意向を踏まえ医療と福祉の連携のもと、段階的・計画的に地域生活に移行促進する
- ・ 精神医療の処遇の改善と透明性の向上

(主な具体的な改正内容)

- ・ 患者の病態に応じた精神病床の機能分化
- ・ 精神科救急の整備
- ・ 措置入院患者を受け入れる病棟の看護職員配置の改善
- ・ 国公立病院について、患者の利用実態や機能等に関する評価とその結果の公表
- ・ 既存の第三者による評価の推進